

第14回改定に当たっての課題の整理

1 改定に当たっての主な課題と対応状況

1) 前回改定時(第13回)の課題事項【別紙1:A票】

① 「分類の基準」の妥当性の検討

現行の一般原則にある3つの基準(以下の(1)~(3))について、国際標準産業分類の記載内容と比較してその妥当性を検討する。

(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類(用途, 機能等)

(2) 財の生産又はサービス提供の方法(設備, 技術等)

(3) 原材料の種類及び性質, サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類

⇒ これまでの経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、供給側の視点が明確になるよう修正し、概ね了承された(最終的な修正案は第11回で検討予定)。

② 第12回改定時(2007(H19)年)に追加された「無店舗小売業(ネット販売)」及び「管理・補助的経済活動を行う事業所」について、2016(H28)年経済センサス-活動調査の結果における問題点の把握と検証

⇒ H28 経済センサス-活動調査の結果等による検証の結果、問題はないとされ、当該分類項目を継続することとなった。

なお、無店舗小売業について今回の改定において変更は行わないが、今後の国際標準産業分類の検討結果を踏まえて、次々回改定時の課題としたい。

③ 「調剤薬局」の分類項目名の検討

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

⇒ 根拠法である薬機法の一部改正を踏まえ、「調剤薬局」から「薬局」に名称を修正することとなった。

④ 「レッカー車業」の新規立項の検討

⇒ 昨今の災害への対応、国際標準産業分類の記載内容、24時間体制による社会への貢献等を踏まえ、「レッカー・ロードサービス業」として細分類項目の新設が提案された。また、ロードサービス業の具体的な内容に関する質問があり、国交省が国際標準産業分類等を確認中。

2) 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題事項

① SUT体系への移行に向けた必要な改定

統計改革推進会議最終とりまとめにおいて「生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う」とされたことも踏まえ、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組む。

⇒ 生産技術の類似性の基準に配慮した見直しの視点は関係省等とも共有している。その類似性を明確に示すデータの入手等に困難な面があるものの、統計調査の継続性等の観点も含めて引き続き検討する。

② 専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いの検討

⇒ 事業所の定義の記載部分において、その法人等も取り扱うことができるように修正した。

3) 自治体、関係府省、業界団体からの改定の要望があった事項【別紙2：B票】

⇒ 関係府省から提出された意見のうち一部を除き、概ね検討は終了

4) 「生産物分類」の策定の検討過程等において指摘された事項【別紙3：C票】

⇒ 別紙3にて、対応案を説明

2 今後の対応事項

1) 生産技術の類似性に関する検討

今次の改定においては、生産技術の類似性の基準を適用する際の考え方や試行を行い、可能な範囲での検討を進めることとしたい。

具体的な検討事項としては、以下のとおり。

- 具体的な適用の考え方の整理（分野別）
- 実例、試行例
- 今後に向けた課題の整理

また、令和5年度に整備される生産物分類の全体版や生産技術の類似性の適用のあり方を含む諸課題を踏まえて、現行 JSIC の具体的な見直しの方向性等を今次の改定以降も検討していくことは重要と考えており、継続して取り組むこととしたい。

2) 未検討案件、宿題事項への対応

資料5「今後の審議スケジュール」別紙のとおり検討を進める。

3) 改定案とりまとめに当たっての内容例示の見直し

検討チームによる改定案をとりまとめるに当たり、内容例示について、例示としてそぐわないもの（分類項目名と内容例示の産業名が同一のもの、社会の変化や技術の進歩に伴い、当該細分類の例示とすることが適さなくなったものや産業規模が大幅に縮小したもの等）の削除を検討（作業については別途依頼）。